第二十九条の見出し及び同条第一項中「国有財産監査室」を「国有財産有効活用室及び国有財産監査室」に改め、同条中第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　国有財産有効活用室は、国有財産の管理及び処分に関する必要な調整に関する事務のうち国有財産の有効活用に関する事務をつかさどる。

3　国有財産有効活用室に、室長を置く。

第三十条の見出し及び同条第一項中「特定国有財産整備室並びに」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第三十二条第一項中「一人（」を「二人以内（うち一人は、」に改める。

第三十五条の見出し中「及び環境金融調整官」を削り、同条第一項中「及び環境金融調整官それぞれ」を削り、同条第三項を削る。

第百八十八条第一項の表関東財務局の項中「二人以内」を「一人」に改め、同表合計の項中「六人以内」を「五人」に改める。

第百九十条の三第一項中「十三人以内」を「十五人」に、「三人以内」を「三人」に、「二人以内」を「二人」に、「北陸財務局」を「北海道財務局、北陸財務局」に改める。

第百九十条の四第一項、第百九十条の五第一項及び第百九十条の六第一項中「二人以内」を「二人」に改める。

第百九十一条第一項中「三十八人」を「三十九人」に、「二百五十一人」を「二百五十三人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十八人」を「三十六人」に改める。

第二百条第一項中「二人」を「三人」に、「北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、東海財務局、近畿財務局」を「近畿財務局の理財部に、金融監督官二人を、北海道財務局、東北財務局、北陸財務局、東海財務局」に改める。

第二百十二条第一項中「関東財務局」の下に「、東海財務局」を加える。

第二百十三条第一項中「東海財務局及び中国財務局」を「東北財務局、北陸財務局、中国財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局」に改める。

第二百十六条第一項の表近畿財務局の項中「証券監督課」を「証券監督第一課　証券監督第二課」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に掲げる課のほか、理財部に、特別主計実地監査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局に限る。）、統括証券監査官（関東財務局、東海財務局及び近畿財務局に限る。）、検査指導官（北陸財務局及び四国財務局を除く。）、特別金融証券検査官（北海道財務局、北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く。）、統括金融証券検査官及び金融調整官（北海道財務局及び四国財務局を除く。）を置く。

3　特別主計実地監査官、統括証券監査官、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	特別主計実地監査官	統括証券監査官	検査指導官	特別金融証券検査官	統括金融証券検査官	金融調整官
北海道財務局	一人	—	一人	—	二人	—
東北財務局	—	—	一人	一人	三人	一人
関東財務局	—	五人（うち二人は、その管轄区域を東京都とする。）	一人	一人	十二人	二人
北陸財務局	—	—	一人	—	二人	一人
東海財務局	—	—	一人	—	二人	一人
近畿財務局	—	—	一人	—	二人	一人
中国財務局	—	—	一人	—	二人	一人
四国財務局	—	—	一人	—	二人	—
九州財務局	—	—	一人	一人	三人	一人
福岡財務支局	—	—	一人	—	二人	一人
合　計	四人	七人	八人	十四人	三十六人	九人

第二百二十八条第一項中「四十二人」を「四十三人」に、「四百七十三人」を「四百八十一人」に改める。

第二百二十九条第一項中「四十三人」を「四十人」に改める。

第二百三十一条第一項中「七十五人」を「七十九人」に改める。

第二百三十二条第一項中「七十三人」を「七十五人」に、「五百八十二人」を「五百七十三人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百六十三人」を「百六十六人」に、「三百十六人」を「三百十五人」に改める。

第二百三十五条第一項中「管財第一部」を「管財第一部。次項において同じ。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に掲げる課のほか、管財部に、国有財産調整官（北陸財務局、四国財務局及び福岡財務支局を除く。）、特別国有財産管理官（中国財務局に限る。）、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官（関東財務局に限る。）、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官（関東財務局を除く。）を置く。

第二百三十五条に次の一項を加える。

3　国有財産調整官、特別国有財産管理官、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	国有財産調整官	特別国有財産管理官	統括国有財産管理官	特別国有財産監査官	統括国有財産監査官	首席国有財産鑑定官
北海道財務局	一人	—	三人	—	一人	一人
東北財務局	一人	—	三人	—	一人	一人
関東財務局	二人	—	四人	一人	三人	—
北陸財務局	—	—	一人	—	一人	一人
東海財務局	一人	—	五人	—	一人	一人
近畿財務局	二人	—	六人	—	二人	一人
中国財務局	一人	一人	三人	—	一人	一人
四国財務局	—	—	一人	—	一人	一人
九州財務局	一人	—	二人	—	一人	一人
福岡財務支局	—	—	三人	—	一人	一人
合　計	九人	一人	三十一人	一人	十三人	九人